

件名：企業局各課所ファイルサーバーシステム機器等賃貸借

企業局総務企画課

沖縄県企業局が発注する「企業局各課所ファイルサーバーシステム機器等賃貸借」について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年4月6日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 松田 了

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 企業局各課所ファイルサーバーシステム機器等賃貸借（設置及び設定業務を含む。）一式
- (2) 仕様等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 使用期間 令和4年（2022年）8月1日から令和9年（2027年）7月31日

2 一般競争入札参加資格要件

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 営業年数が令和4年4月1日現在において3年以上であること。
- (2) 法人にあっては、資本金、基本金、その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
- (3) 従業員が5名以上であること。
- (4) 直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないこと又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていること。
- (5) 電子計算機器類等（PC、サーバー機器類及び同アプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関して直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- (6) 提供しようとする賃貸借が「企業局各課所ファイルサーバーシステム機器等賃貸借要求仕様書」を満たすことを証明すること。
- (7) プライバシーマーク又はISMS認証を有していること。
- (8) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (9) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (10) 労働関係法令を遵守していること。

3 共同で入札に参加する場合の入札参加の資格

共同企業体を結成し入札に参加しようとする場合は、次に掲げる要件を全て満たすこと

- (1) 自主的に結成された共同企業体であること。
- (2) 共同企業体の構成員の数は2又は3社とし、各構成員は2(1)、2(4)、2(7)から2(10)に該当する者であり、1以上の構成員が2(5)に該当する者であること。
- (3) 共同企業体として2(2)、2(3)及び2(6)の要件を満たすこと。
- (4) 各構成員が、本入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。
- (5) 各構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、2社の場合にあっては30パーセント以上、3社の場合にあっては20パーセント以上でなければならない。
- (6) 代表者の出資比率は構成員中最大であること。出資比率が同じ場合は、構成員の互選によりこれを定めること。

4 一般競争入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で沖縄県公営企業管理者企業局長が定める入札参加停止期間を経過していない者

5 入札参加資格の申請方法等

- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接持参又は郵送により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人の登記事項証明書（履歴事項証明書）
 - ウ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - エ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないこと又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類
 - カ 2(5)に関し、直近2事業年度以上の営業実績を証する書類
 - キ 機能等証明書
 - ク 誓約書
 - オ ISMS認証又はプライバシーマークを有していることを証する書類
 - ケ 申請日直近の、労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し（加入義務がない場合を除く）
 - コ 申請日直近の、厚生年金・健康保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し（加入義務がない場合を除く）
 - サ 社会保険に加入義務がないことについての申出書（加入義務がない場合のみ）
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配布場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
名称 沖縄県企業局総務企画課 総務班
所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2803
メールアドレス johu-system@eb.pref.okinawa.lg.jp
- (3) 申請書等の受付期間 令和4年4月6日（水曜日）から同年4月15日（金曜日）まで（土曜日、日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

6 入札参加資格の審査結果

資格審査結果は、直接又は郵便により通知する。

7 入札参加資格の有効期間

入札参加の資格を付与された日から令和4年7月31日までとする。

8 入札参加資格に係る登録事項の変更

入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号

9 入札参加資格の取消し等

- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、4に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、沖縄県企業局が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

10 資格の適用範囲

この公告で定める入札参加資格は、沖縄県企業局が実施する企業局各課所ファイルサーバーシステム機器等賃貸借の一般競争入札に限り、適用する。

11 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和4年4月6日（水曜日）午前9時から同年4月15日（金曜日）午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県企業局ホームページ 「ホーム」 - 「公募・入札」
(<https://www.eb.pref.okinawa.jp/>)

12 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年4月22日（金曜日）午後 2時00分
- (2) 場所 沖縄県庁12階 第3会議室

13 入札保証金

見積る契約金額契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札保証金説明書に記載の方法で納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県企業局を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち、過去二箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

15 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間
令和4年4月6日（水曜日）午前9時から同年4月15日（金曜日）午後5時までとする。
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所
沖縄県企業局ホームページ 「ホーム」 - 「公募・入札」 (<https://www.eb.pref.okinawa.jp/>)

16 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再度入札を行う。
なお、入札回数は3回（1度目の入札を含む）までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基

づき、随意契約ができるものとする。

17 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県企業局総務企画課 総務班
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2803

18 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

19 長期継続契約について

当該契約は、地方自治法第234条の3の規定及び沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく契約である。また、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、本契約を解除できるものとする。

20 その他必要な事項

- (1) 仕様書等に関する質問 質問事項がある場合は、正式な文書（代表者名）にて令和4年4月11日（月曜日）午後5時までに5(2)の場所に提出又はメールにて送付すること。
- (2) 入札書の提出の方法 入札書は、12(1)の日時までに12(2)の場所へ持参すること。郵送による入札は認めない。
- (3) 入札説明会 実施しない。
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。